

議案第 9 7 号

公の施設の指定管理者の指定期間及び施設名称の変更について
(国民保養センター「鳴門みさき荘」他 2 施設)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の指定期間等を変更することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 指定管理者に管理を行わせている公の施設の名称
南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」
大鳴門橋記念館
南淡路駐車場
- 2 指定管理者である団体
所在地 南あわじ市福良丙 9 4 7 番地 2 2
名 称 株式会社 うずのくに南あわじ
代表取締役 飛田 俊紀
- 3 南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」の指定の期間
【変更前】 平成 2 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日
【変更後】 平成 2 7 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 3 1 日

4 公の施設の名称

【変更前】 南淡路駐車場

【変更後】 鳴門岬駐車場「うずまちテラス」

南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」、大鳴門橋記念館及び南淡路駐車場
指定管理者基本協定書を変更する協定書（案）

南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」、大鳴門橋記念館及び南淡路駐車場指定
管理者基本協定書（平成 27 年 4 月 1 日協定。以下「基本協定書」という。）の一部
を次のように変更することを協定する。

（指定期間の変更）

1. 基本協定第 4 条指定期間について、南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」
（以下「鳴門みさき荘」という。）の指定管理期間は平成 27 年 4 月 1 日から令和 5 年
1 月 31 日までとする。

鳴門みさき荘の指定期間終了後は、基本協定書内の鳴門みさき荘に関する事項は無
効とする。

（条例名の変更）

2. 基本協定書内「南淡路駐車場施設条例（平成 17 年南あわじ市条例第 168 号）」を「鳴
門岬駐車場「うずまちテラス」条例（令和 4 年南あわじ市条例第 号）」に改める。

（施設名称の変更）

3. 基本協定書内「南淡路駐車場」を「鳴門岬駐車場「うずまちテラス」」に改める。

（リスク分担の追加）

4. 基本協定第 18 条に次の 1 項を加える。
- 3 南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」のリニューアル工事に伴い、その期
間中において指定管理者の経営が著しく悪化した場合は、市と指定管理者は協議をし、
必要に応じて対策を講じる。

（別紙 1 の変更）

5. 別紙 1 第 3 を次のとおり改める。

3 鳴門岬駐車場「うずまちテラス」

区 分	内 容	備 考
所在地	南あわじ市福良丙 947 番地 8	
建 物	鉄骨造休憩棟	
その他	広場、バス停留所、駐車場	

本協定は、令和5年 月 日から施行するものとし、この協定の締結を称するため、本書2通を作成し、南あわじ市及び指定管理者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年 月 日

南あわじ市 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
南あわじ市長 守 本 憲 弘

指定管理者 兵庫県南あわじ市福良丙947番地の22
株式会社うずのくに南あわじ
代表取締役 飛 田 俊 紀

南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」、
大鳴門橋記念館及び南淡路駐車場

指定管理者基本協定書

平成27年4月1日

南あわじ市

基 本 協 定 書

南あわじ市（以下「市」という。）と株式会社うずのくに南あわじ（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」、大鳴門橋記念館及び南淡路駐車場（以下「本件施設」という。）管理運営に関する事業（以下「本件事業」という。）について、以下のとおり合意したので、協定書（以下「基本協定」という。）を締結し、確認する。

（目的）

第1条 基本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、本件施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 指定管理者は、南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」条例（平成17年南あわじ市条例第139号）、大鳴門橋記念館条例（平成17年南あわじ市条例第140号）及び南淡路駐車場施設条例（平成17年南あわじ市条例第168号）（以下「条例」という。）

第1条の設置及び趣旨の理念また瀬戸内海国立公園内の立地条件を考慮し、適切な管理運営を行うことにより、市民のみならず観光客が快適で安心して利用していただくことで、鳴門岬地域の観光振興に寄与するものであることを十分に理解し、本件事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

（管理の基準）

第3条 指定管理者は、この基本協定、条例及び関係法令並びに市の指導等に従い、本件事業を実施しなければならない。

（指定期間）

第4条 指定期間は、平成27年4月1日から平成37年3月31日までとする。

2 市ないし指定管理者は、前項の規定にかかわらず、この基本協定を継続できないやむを得ない事由が生じた時は、6ヶ月前までに文書により相手方に対し基本協定の中途解約を申し出ることができる。

（基本的な業務の範囲）

第5条 市が指定管理者に管理運営を行わせる本件施設は、別紙1財産管理台帳に掲げる施設とし、本台帳に記載のない建物等の付帯設備等も同様のとおりとす。指定管理者

が行う本件施設の管理運営の業務は次のとおりとする。

- (1) 本件施設の使用並びに売店及び飲食店等の利用にかかる利用料金の徴収に関する業務
- (2) 本件施設の運営並びに維持管理及び修繕等に関する業務
- (3) 本件施設の使用の許可及び使用の制限に関する業務
- (4) 本件施設にかかる事業の企画及び実施に関する業務
- (5) 本件施設の事業計画及び事業報告に関する業務
- (6) 観光協会等との連携及び協力等に関する業務
- (7) 食品の衛生、加工、展示及び販売に関する業務
- (8) 食品の研究、開発及び普及に関する業務
- (9) 本件施設における備品の管理及び使用にかかる保全に関する業務
- (10) 本件施設の利用者が本件施設または付属施設を損傷させ、または滅失させた時に
おける損害賠償請求の手続きに関する業務
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(施設の維持管理費等)

第6条 本件施設の修繕、改造、増築、移転等の維持管理に要する費用については、1件につき500万円(消費税含む)を超えるものについては、市がその負担と責任において実施するものとする。ただし、大鳴門橋記念館については、兵庫県の所有であるため、使用貸借契約書(S60.4.1締結)及び大鳴門橋記念館の維持補修にかかる覚書(S63.3.3締結)の規定に基づき、兵庫県と市において協議を行い実施する。なお、1件につき500万円(消費税含む)以下のものについては、指定管理者がその負担と責任において実施するものとする。

- 2 本件施設における必要な日常経費、物品の更新にかかる費用、火災保険料等は前号の区分にかかわらず、すべて指定管理者の負担とするものとする。
- 3 本件施設にかかる上下水道使用料・光熱費については、指定管理者が供給者と直接契約を締結するものとする。

(個人情報の保護等)

第7条 指定管理者の取扱う個人情報については、南あわじ市個人情報保護条例(平成17年南あわじ市条例第17号)の規定を準用し、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、本件施設の業務の一部または全部に従事する者についても、当該管理運営業務上知り得た個人情報などを、他人に漏洩するなど不当な目的に使用させてはならない。

3 前2項にかかる詳細については、別記1「個人情報取扱特記事項」に規定する。

(管理業務にかかる情報の公開)

第8条 指定管理者は、本件施設において取り扱いする情報等については、南あわじ市情報公開条例(平成17年南あわじ市条例第18号)の趣旨にのっとり、情報の公開に関して必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(会計区分)

第9条 本件事業にかかる会計区分は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

(施設使用料)

第10条 指定管理者は、本件施設で発生した営業にかかる売上額(以下「基礎収入額」という。)の5%の額を施設使用料として、毎月ごと翌月末日までに市に支払うものとする。

2 年度ごとに決算調整を行い、会計区分上の年度基礎収入額を基準に施設使用料の算定を行い、次年度で精算するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、南あわじ市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第10条の規定と同規則に基づき、次に掲げる事項を記載した事業報告書を当該年度終了後速やかに市に提出しなければならない。ただし、第16条の規定により基本協定が解除された時は、解除の日から起算して60日以内に、当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用状況並びに利用不許可等の件数とその理由

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理にかかる経費の支出状況

(5) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

2 指定管理者は、翌月15日までに、次に掲げる事項を記載した月次報告書を市に提出しなければならない。

(1) 本件施設の利用状況並びに利用不許可の件数とその理由

- (2) 使用料または利用料金の収入実績
- (3) 管理運営にかかる経費の支出状況
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

3 指定管理者は、本件事業にかかる収支に関する帳票その他の記録を整備し、市が必要と認める時は、経理の状況を報告しなければならない。

4 指定管理者は、本件事業の実施に当たり、事故等が生じた時は、指定管理者の責に帰すべき事由によるか否を問わず、遅滞なく市に事故状況を報告しなければならない。

(業務監査及び業務改善指導)

第12条 市は、指定管理者の管理運営業務が適正に行われていることについて、業務状況並びに経理状況を適宜監査する事ができる。

2 市は、指定管理者の事業報告書、月次報告書並びに前項の業務監査に基づき、業務並びに財務の改善を指導することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により業務並びに財務の改善指導を受けた時は、速やかにその改善に取り組まなければならない。

(利用料金収入の取り扱い)

第13条 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、本件施設にかかる利用料金を指定管理者の収入として収受することができる。

(利用料金の決定)

第14条 利用料金は、条例に規定する利用料金の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。ただし、その決定及び改定に際してはあらかじめ市の承諾を受けるものとする。

(財産の管理)

第15条 指定管理者は、本件施設にかかる財産を善良な管理者の注意をもって、本件事業に使用するものとする。

2 指定管理者は、市の負担により指定管理者が取得した備品については財産台帳にすみやかに記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

3 指定管理者は、本件事業にかかる財産を本件事業の目的以外に使用してはならない。ただし、市の承認をうけた時はこの限りでない。

4 指定管理者は、本件事業に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けた時はこの限りでない。

- 5 指定管理者は、天災地変その他の事故に起因して本件施設にかかる財産を滅失し、または毀損した時は、速やかにその状況を市に報告しなければならない。

(市の基本協定等の解除)

第 16 条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めた時には、指定管理者に対し書面により通知したうえ、基本協定を解除することができる。

- (1) 指定管理者が指定管理者の責に帰する事由により基本協定に定める事項を履行しない時または履行の見込みがないと明らかに認められる時。
- (2) 指定管理者が基本協定または関係法令等の条項に違反し、かつ、市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反の状態を解消しない時。
- (3) 指定管理者が第 12 条の規定により、業務改善ないし財務改善の指導を受けながらその改善に取り組まない時。

(損害賠償)

第 17 条 指定管理者またはその使用人がその責めに帰する事由により、市または第三者に損害を与えた時は、指定管理者は、そのすべての損害を賠償しなければならない。

(リスク分担)

第 18 条 本件施設にかかる管理運営上のリスク分担については、指定管理者仕様書別表「施設管理運営リスク分担表」のとおりとし、その他管理運営上の経費等の赤字に関しては、指定管理者の負担とする。

- 2 本件施設において天災・暴動等による履行不能な場合、1 件につき 100 万円（消費税含む）を超えるものについては、市がその負担と責任において実施するものとする。ただし、大鳴門橋記念館については、兵庫県の所有であるため、使用貸借契約書（S60.4.1 締結）及び大鳴門橋記念館の維持補修にかかる覚書（S63.3.3 締結）の規定に基づき、兵庫県と市において協議を行い実施する。なお、1 件につき 100 万円（消費税含む）以下のものについては、指定管理者がその負担と責任において実施するものとする。

(原状回復義務)

第 19 条 指定管理者は、第 4 条に定める指定期間が満了した時または第 16 条の規定により基本協定等が解除された時は、指定管理者の負担と責任において本件施設設備を速やかに原状回復しなければならない。ただし、市長の承認を得た時はこの限りではない。

(禁止事項)

第 20 条 指定管理者は、次の各号に該当する行為をしてはならない。ただし、市の許可を

予め得た時はこの限りではない。

- (1) 第三者に対し、当該施設の共用、転貸すること。
- (2) 第三者に対し、この協定に基づく権利の一部または全部を譲渡、継承もしくは担保に供すること。
- (3) 管理運営施設の模様替え等、現状に変更を加える一切の行為

(信義則)

第21条 市と指定管理者は、信義を重んじ、誠実に基本協定を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第22条 基本協定に定めのない事項または基本協定に疑義が生じた時は、市と指定管理者とは誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

(当該事業年度における協定)

第23条 当該事業年度における事項に関して別に定める事項がある場合は、別に年度協定書を締結する。

市と指定管理者とは、この基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成27年4月1日

南あわじ市 兵庫県南あわじ市市善光寺18番地27
南あわじ市長 中 田 勝 久

指定管理者 兵庫県南あわじ市福良丙947番地の22
株式会社うずのくに南あわじ
代表取締役 飛 田 俊 紀

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 指定管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 指定管理者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 指定管理者は、市の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 指定管理者は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、市が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために市から引き渡され、又は指定管理者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 指定管理者は、この協定による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 市は、必要があると認めるときは、指定管理者がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

別紙1 財産管理台帳

1 南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」

区 分	内 容	備 考
所在地等	南あわじ市福良丙 947 番 22 南あわじ市阿那賀 839 番 1	敷地面積：22,550 m ² 施設用途：売店及び飲食店他
建 物	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造本館 外 1 件	詳細は別紙一覧表のとおり
構 築 物	アーチ 外 2 件	
設 備	上水道加圧ポンプ 外 2 件	
備 品	53 点（仕様書 P. 12「別表 3」のとおり）	
そ の 他	道の駅「うずしお」に指定	指定登録日：H10.4.17

2 大鳴門橋記念館（施設所有者：兵庫県、敷地所有者：南あわじ市）

区 分	内 容	備 考
所在地等	南あわじ市福良丙 936 番 3 南あわじ市阿那賀 699 番 4	敷地面積：13,407 m ² 施設用途：売店、飲食店及び科学館他
建 物	鉄筋コンクリート造本館 外 1 件	詳細は別紙一覧表のとおり
構 築 物	モニュメント 外 2 件	
設 備	上水道加圧ポンプ	
備 品	175 点（仕様書 P. 13「別表 4」のとおり）	

3 南淡路駐車場

区 分	内 容	備 考
所在地	南あわじ市福良字鳥取地内 南あわじ市阿那賀伊毘地内	所有者：兵庫県道路公社
物 件	駐車場（23,045 m ² ）及び付属施設	

建物、構築物及び設備一覧

南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」

種 別	名 称	取得年度	数 量	備 考
建 物	本館（ＲＣ造：１～３階、 Ｓ造：４階）	Ｓ ４５	１，７４２㎡	
	駐車場公衆トイレ	Ｈ １０	３７㎡	
建 物 計			３ 件	
構築物	アーチ	Ｓ ５１	１ 式	
	フラワートンネル	Ｓ ５１	１ 式	
	パーゴラ	Ｈ ９	１ 式	
構 築 物 計			３ 件	
設 備	上水道加圧ポンプ（鳥取）	Ｓ ４５	１ 基	
	受水タンク（笹山）	Ｓ ６０	１ 基	
	受水タンク（みさき）	Ｈ １５	１ 基	
設 備 計			３ 件	

太鳴門橋記念館

種 別	名 称	取得年度	数 量	備 考
建 物	本館（ＲＣ造：３階、一部 地下１階）	Ｓ ６０	２，９８０㎡	
	売店増築	Ｈ ９	６３㎡	
建 物 計			２ 件	
構築物	モニュメント	Ｓ ６０	１ 式	
	パーゴラ	Ｈ ２２	１ 式	体験農園広場
	受付事務所	Ｈ ２２	１ 棟	〃
構 築 物 計			３ 件	
設 備	上水道加圧ポンプ（刈藻）	Ｓ ６０	１ 基	
設 備 計			１ 件	

南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」、大鳴門橋記念館及び南淡路駐車場指定管理者基本協定書を変更する協定書

南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」、大鳴門橋記念館及び南淡路駐車場指定管理者基本協定書（平成２７年４月１日協定。以下「基本協定書」という。）の一部を次のように変更することを協定する。

第６条第１項を次のように改める。

本件施設の修繕、改造、増築、移転等の維持管理に要する費用が、１件につき５００万円（消費税含む）を超えるものについては、市が実施し、その費用を負担するものとする。なお、１件につき５００万円（消費税含む）以下のものについては、指定管理者が実施し、その費用を負担するものとする。

第１８条第２項を次のように改める。

本件施設において天災・暴動等による履行不能な場合、１件につき１００万円（消費税含む）を超えるものについては、市が実施し、その費用を負担するものとする。なお、１件につき１００万円（消費税含む）以下のものについては、指定管理者が実施し、その費用を負担するものとする。

本協定は、平成２８年４月１日から施行するものとし、この協定の締結を称するため、本書２通を作成し、南あわじ市及び指定管理者が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成28年4月1日

南あわじ市

兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

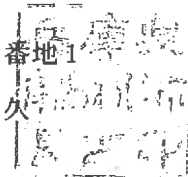
南あわじ市長 中 田 勝 久

指定管理者

兵庫県南あわじ市福良丙947番地の22

株式会社うずのくに南あわじ

代表取締役 飛 田 俊 紀



南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」、大鳴門橋記念館及び南淡路駐車場指定管理者基本協定書を変更する協定書

南あわじ市国民保養センター「鳴門みさき荘」、大鳴門橋記念館及び南淡路駐車場指定管理者基本協定書（平成27年4月1日協定。以下「基本協定書」という。）の一部を次のように変更することを協定する。

第6条第1項を次のように改める。

本件施設の修繕、改造、増築、移転等の維持管理に要する費用が、1件につき500万円（消費税含む）を超えるものについては、市が実施し、その費用を負担するものとする。ただし、市が、緊急的必要性、内容、その他の止むを得ない事情に照らして、指定管理者が実施することが適正であると判断するときは、指定管理者が実施し、市が予算の範囲内でその費用を負担する。なお、1件につき500万円（消費税含む）以下のものについては、指定管理者が実施し、その費用を負担するものとする。

本協定は、令和2年8月20日から施行するものとし、この協定の締結を称するため、本書2通を作成し、南あわじ市及び指定管理者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年8月20日

南あわじ市

兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

南あわじ市長 守 本 憲 弘

指定管理者

兵庫県南あわじ市福良丙947番地の22

株式会社うずのくに南あわじ

代表取締役 飛 田 俊 絶



議案第 98 号

公の施設の指定管理者の指定について（伊弉漁港海岸環境施設）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設

- 2 指定管理者となる団体

所在地 南あわじ市阿那賀 1 4 6 3 番地 6

名 称 南あわじ漁業協同組合

代表理事組合長 小磯 富男

- 3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

【南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設】

指定管理者候補者選定に関する資料

指定管理者指定申請書（写） ・ ・ ・ ・ P 1

団体概要書 ・ ・ ・ ・ ・ P 2

事業計画書 ・ ・ ・ ・ ・ P 3

収支計画書 ・ ・ ・ ・ ・ P 7

指定管理者基本協定書（案） ・ ・ ・ ・ P 8

指定管理者年度協定書（案） ・ ・ ・ ・ P 1 4

様式第 1 号（第 3 条関係）

指定管理者指定申請書

令和 4 年 10 月 5 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

所 在 地 南あわじ市阿那賀 1463 番地 6

名 称 南あわじ漁業協同組合

代表理事組合長

代表者の氏名

小 磯 富 男

電話番号

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定を受けようとする団体	名 称	南あわじ漁業協同組合
	事 務 所 の 所 在 地	南あわじ市阿那賀 1 4 6 3 番地 6
管 理 を 行 お う と す る 公 の 施 設 の 名 称		南あわじ市伊毘漁港海岸環境施設 (南あわじ市伊毘うずしお村)
添 付 書 類		☐ 事業計画 ☐ 団体の概要説明書 ☐ 団体の活動実績等 ☐ 収支計画書
(事務処理欄)		

(要項様式3号)

団体概要書

フルガナ 団体名所	ミナミアワジギョギョウキョウドウクミアイ 南あわじ漁業協同組合			
フルガナ 代表者名	コイソ トミオ 小磯 富男			
所在地	南あわじ市阿那賀1463番地6			
電話番号		FAX番号		
設立年月日	昭和20年4月1日			
主な事業活動 (沿革等)	・漁業者の協同組織として、販売事業、購買事業等の経済事業 ・水産業の振興及び組合員の福祉向上 ・漁業権の管理を中心として資源や漁場の管理 ・丸山海釣り公園・魚彩館・漁業活性化センターの管理運営業務 ・伊毘うずしお村の管理運営業務			
団体の特色及び 経営方針	・稚魚放流等を行うことで「つくり育てる漁業」の推進に努力し、漁獲量の増加を図る。 ・海釣り公園の管理運営やイベントの開催を通じて、観光業の活性化及び都市と漁村の交流を図る。 ・「ワカメ」や「タコ」、「タイ」を中心に地元で水揚げされる漁獲物のPR活動を実施する。			
免許・登録等				
構成員数 (従業員数)	正組合員 73名 (正規職員 6名)			
指定管理者 制度担当者	氏名	東	担当部署・役職	南あわじ漁業協同組合職員
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス		その他	

※ 団体の組織図については、別途添付すること。

◎類似施設の管理運営に関する実績（民間の類似施設を含む）

施設の名称	所在地	業務の内容	管理運営の期間
			年 月から 年 月まで

事業計画書

① 管理運営の基本方針

1) 施設の管理運営を実施するにあたっての基本的な考え方

伊毘うずしお村は、海水浴場とオートキャンプ場が併設された施設であり、大鳴門橋に近く、淡路島南インターチェンジからも 5 分程度であることから、観光地としての立地条件が大変良く、南あわじ市観光の中心になるように管理運営業務を行う。

将来は、観光客と地域住民との交流を促進し、漁業と観光業を振興して、地域の活性化に寄与できる施設となるように努める。

そのために、伊毘漁港海岸環境施設条例及び指定管理者協定書に基づき管理運営を行い、特に、利用許可については条例に基づき行い、利用者に利用上の注意や禁止事項を徹底させる。

2) 指定期間内における達成目標

過去 5 年間の利用客数の平均を下回らないようにし、収支決算の黒字を維持する。

3) 各施設間の連携に関する事項

市内の他の公共施設及び観光施設との情報共有等連携を密にし、市内各施設との相乗効果を期待しつつ、施設利用者がスムーズに来園し、かつ安心して利用できるよう施設運営を行う。

4) 上記以外で特別に記載する事項

特になし。

② 管理運営体制として組織に関する事項

1) 組織体制、職員（会員）の配置計画

南あわじ漁業協同組合長を委員長として運営部会を設置し、伊毘地区の役員を中心に必要な人員を各場所に確保する。

営業期間中は、必ず 1 名以上の人員を配置し、利用者への便宜を図り、不快感を与えないように努める。

2) 人材確保に関する具体策（採用計画等）

当面、管理運営に必要な人員を雇用する。

3) 人材育成方針及び職員研修に関する計画等

お客様に不快感を与えないように適宜必要な指導を徹底する。

4) 上記以外で特別に記載する事項

特になし。

③ 施設・設備の維持管理

1) 施設・設備の管理体制と維持管理計画の適切さ

利用者に不快感を与えないように清掃を適宜行い、清潔な状態を維持する。

日常点検を行い、施設の性能劣化を抑えるように努める。

また、施設整備者である南あわじ市と密接な連絡体制をとることで、施設の維持管理や利用状況を報告し、必要であれば協議を行い、施設を適切な環境で運営することに努める。

2) 効率的な維持管理を実施するための考え方（経費の節減）

施設の管理に常に注意を払い、適切な人員を配置し、光熱水費の無駄な使用は無いように監視することで、効率的な運営及び経費削減を図る。

また、清掃活動や景観づくりなどは、地元の自治会や老人会に協力をお願いするなど、できることは地元のボランティアを活用する。

3) 外部委託にかかる市内発注の考え方

南あわじ漁業協同組合でできないもの、外部委託の方が安価にできるものがあれば、市内の業者に外部委託する。

4) 上記以外で特別に記載する事項

特になし。

④ 利用者の施設利用とサービス向上

1) サービスの向上の具体的な取り組み

利用者数を把握してアンケート等を取ることで動向調査を行い、お客様のニーズを把握してサービス向上につなげる。

また、利用者の要望等を吟味し、平等性において適切であると認められる場合は、積極的に改善する。

2) 施設利用の平等の確保への具体的な取り組み

伊弉海岸環境施設条例を遵守し、市民並びに観光客利用者に対して公平・公正に施設の利用を許可する。

また、公の施設であることを肝に銘じ、特定の利用者等に有利になる管理運営は、一切行わない。

3) 施設利用者の増加への具体的な取り組み

地元観光協会及び各種団体とのタイアップ事業については積極的に取り組み、来園者の集客効果の改善により収入金額の増加を図る。

4) 利用者の意見、要望等の把握の方法

利用者の方にアンケート等を取ることでお客様のニーズを把握するよう努める。

また、直接苦情等があれば内容をよく聴取し、従業員全員で共有するようにする。

5) 利用者の苦情等への対処方法

利用に係るトラブルについては、誠意をもって対応し、解決するように努める。

6) 上記以外で特別に記載する事項

特になし。

⑤ 安全管理への取り組み

1) 施設・設備に係る安全管理への取り組み

終業時には、設備等の電源の確認及び利用者の居残り等がないか常に注意を払う。

また、日々の日常点検は必ず行い、事故のないように努める。

新型コロナウイルス感染拡大の予防について、施設の資材（マスク、体温計、各種消毒資材など）を確保し、また安全チェックリストにより安全対策を徹底していく。

2) 災害や事故、犯罪の防止への取り組み

特に海水浴シーズンには、海水浴客の水難事故等に十分注意するため監視を徹底する。

また、防犯の観点から、日々の施錠は必ず行う。

3) 緊急時の対応

市の防災マニュアルに基づいた緊急時マニュアルを作成し、市との連絡体制を整えた緊急時の連絡表を作成し、適切に対応する。

4) 個人情報及び情報公開に関する具体的な取り組み

個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努める。

事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らさない。

5) 上記以外で特別に記載する事項

特になし。

⑥ その他に関する事項

1) 自主事業の実施について

地元の住民の参加の下での海開きや閉園中の清掃活動などを通じて、地元にも愛される施設となるよう努める。

2) 広報活動に関する具体的な取り組み

市のホームページを利用して積極的に情報発信をするとともに、観光関連等の各広告媒体も積極的に活用する。

また、観光協会等と連携して観光客への周知を図り、南あわじ市の観光地として広くPRしていく。

3) リスクへの対応

常にリスクを念頭に置き、リスクの発生をできるだけ少なくなるよう現場従業員の日常業務を行うようにし、漁協全職員との連絡・対応体制をとる。

4) 地域活動への参加・貢献、自治会等各種団体との協働・連帯への具体的な取り組み

地元各種団体や観光協会とのタイアップ事業については積極的に取り組み、地元伊弉地区の発展・活性化につながる施設となるよう努める。

5) 上記以外で特別に記載する事項

特になし。

南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設(伊弉うずしお村)

収 支 計 画 書

(単位:千円)

		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
収入項目	入 園 料	6,580	6,838	6,838	6,838	6,838	6,838
	そ の 他	270	270	270	270	270	270
	収 入 合 計	6,850	7,108	7,108	7,108	7,108	7,108
支出項目	人 件 費	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380
	消 耗 品 費	120	138	138	138	138	138
	修 繕 費	200	200	200	200	200	200
	燃 料 費	3	5	5	5	5	5
	光 熱 水 費	980	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470
	役 務 費	380	380	380	380	380	380
	環境費(清掃・花づくり・車両及びリフト使用料等)	56	56	56	56	56	56
	そ の 他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	施 設 使 用 料	329	342	342	342	342	342
	支 出 合 計	5,548	6,071	6,071	6,071	6,071	6,071
収 支 差		1,302	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037
利 用 者 数 (人)		7,654	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
雇 用 人 数 (人)		3	3	3	3	3	3
特 記 事 項		雇用は必要時にパート雇用により増員する。					

南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設

指定管理者基本協定書（案）

令和5年4月1日

南あわじ市

南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設指定管理者 基本協定書（案）

南あわじ市（以下「市」という。）と南あわじ漁業協同組合（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設（以下「施設」という。）管理運営に関する事業（以下「事業」という。）について、以下のとおり合意したので、協定書（以下「基本協定」という。）を締結し、確認する。

（目的）

第1条 基本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 指定管理者は、南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設条例（平成17年南あわじ市条例第155号）（以下「条例」という。）第1条の設置理念に基づき、適切な管理運営を行うこととする。

（管理の基準）

第3条 指定管理者は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例及び施行規則並びに関係法令、指導等に従い、事業を実施しなければならない。

（指定期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第5条 市が指定管理者に管理を行わせる施設は、条例第2条に掲げる施設（以下「施設」という。）とし別表第1のとおりとする。指定管理者が行う施設の管理運営の業務は次のとおりとする。

- (1) 施設の使用許可に関する業務
- (2) 施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 施設の設備、器具等の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（施設の維持管理費等）

第6条 施設設備等の大規模改修、改造、増築、1件あたり20万円を超える修繕等に係る費用については、市と事前に協議することとします。1件あたり20万円以下の修繕等については、指定管理者の負担とし、修繕等により新たに生じた施設については、すべて市に帰属するものとする。又施設に備え付ける備品については、1件あたり5万円を超えるものについては市と事前に協議することとします。1件あたり5万円以下の備品については、指定管理者の負担とし、購入又は調達した備品については、

市に帰属するものとする。なお、前述する額には、消費税、地方消費税等を含むものとする。

- 2 施設の管理運営上、必要な日常経費、物品の更新、火災保険料及び傷害保険料、その他必要と認められる任意保険料に要する費用は指定管理者の負担とするものとする。

(個人情報の保護等)

第7条 指定管理者が取扱う個人情報については、南あわじ市個人情報保護条例（平成17年南あわじ市条例第17号）の規定を準用し、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又は管理業務の一部又は全部に従事する者は、当該管理業務により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 3 前2項にかかる詳細については、別記1「個人情報取扱特記事項」に規定する。

(管理業務にかかる情報の公開)

第8条 施設の管理業務において指定管理者が取扱う情報について、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）に基づき、情報公開請求がなされたときは、指定管理者は、これに協力しなければならない。

(会計区分)

第9条 当該管理運営事業に係る会計区分は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、南あわじ市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第10条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した規則で定める事業報告書を作成し、毎年度終了後、2ヶ月以内に市に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用状況及び利用拒否等の件数及び事由

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理に係る経費の収支状況

(5) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

- 2 指定管理者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

- 3 指定管理者は、事業の実施に当たり、事故等が生じたときは、指定管理者の責に帰すべき事由によると否とを問わず、遅滞なく市にその状況を報告しなければならない。

(施設使用料の支払い)

第11条 指定管理者は、本業務実施の対価として、市に対して施設使用料を支払う。

- 2 施設使用料は、別途「年度協定」に定めるものとする。

(利用料金収入の取り扱い)

第 12 条 指定管理者は、条例等に定めがある場合、本施設に係る利用料金を指定管理者の収入として、収受することができる。

(利用料金の決定)

第 13 条 利用料金は、指定管理者が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定についてはあらかじめ市の承諾を受けるものとする。

(財産の管理)

第 14 条 指定管理者は、事業に係る財産を善良な管理者の注意を持って管理し、事業の運営に使用するものとする。

2 指定管理者は、市が支払う対価によって指定管理者が取得した備品については速やかに財産台帳に登載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

3 指定管理者は、事業に係る財産を事業運営の目的以外に使用してはならない。ただし、市の承認をうけたときは、この限りでない。

4 指定管理者は、事業に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けたときは、この限りでない。

5 指定管理者は、天災地変その他の事故により施設に係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を市に報告しなければならない。

(市の基本協定等の解除)

第 15 条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、指定管理者に対して書面により通知した上で、基本協定及び年度協定を解除することができる。

(1) 指定管理者が指定管理者の責に帰する事由により基本協定又は年度協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 指定管理者が基本協定、年度協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、市が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。

(3) 指定管理者が協定を履行する上で必要とされる資格の取消し、又は停止を受けたとき並びに事業実施能力が無いと判断されたとき。

2 市又は指定管理者は、この協定を解除しようとするときは、6ヶ月前までに相手方に申し出なければならない。

(損害賠償)

第 16 条 指定管理者又はその使用人がその責めに帰する事由により、市又は第三者に対し損害を与えたときは、指定管理者は、そのすべての損害を賠償しなければならない。

2 不可抗力により、事故が発生し第三者に対し損害を与えた場合は、市が責任をもって損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第 17 条 指定管理者は、第 4 条に定める指定期間が満了したとき、又は第 15 条の規定により基本協定等が解除されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(リスク分担)

第 18 条 管理業務に関するリスク分担については、天災・暴動等による履行不能な時は市の負担とするが、その他管理運営上の経費等の赤字に関しては、指定管理者の負担とする。

(禁止事項)

第 19 条 指定管理者は、基本協定を締結し生じる権利義務による、次の各号に該当する行為をしてはならない。ただし、市の許可を得たときはこの限りではない。

(1) 第三者に対し、当該施設の共用、転貸又はこの協定による権利を譲渡、継承若しくは担保に供すること。

(2) 当該施設の模様替え等、現状に変更を加える一切の行為

(信義則)

第 20 条 市及び指定管理者は、信義を重んじ、誠実に基本協定を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 21 条 基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

(当該事業年度における協定)

第 22 条 この基本協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定書を締結する。

市と指定管理者とは、この基本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名捺印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

令和 5 年 4 月 1 日

市 兵庫県南あわじ市市善光寺 2 2 番地 1
南あわじ市長 守 本 憲 弘

指定管理者 兵庫県南あわじ市阿那賀 1 4 6 3 番地 6
南あわじ漁業協同組合
代表理事組合長 小 磯 富 男

別表第 1 (第 5 条関係)

名 称	位 置	面 積 等
管理事務所	南あわじ市阿那賀782番地23	193. 90㎡
駐車場		76台
取付道路		110. 00m
オートキャンプ		20区画
突堤		58. 00m
潜堤		123. 00m
養浜		6, 000. 00㎡

南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設

指定管理者年度協定書（案）

令和５年４月１日

南あわじ市

南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設 指定管理者年度協定書（案）

南あわじ市（以下「市」という。）と南あわじ漁業協同組合（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設（以下「施設」という。）管理運営事業（以下「事業」という。）の実施について締結した南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設指定管理者基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、当該事業年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（年度協定の期間）

第2条 この年度協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 市及び指定管理者は、令和5年度の業務内容は、基本協定第5条及び南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設条例（平成17年南あわじ市条例第155号）第7条第2項に定めるとおりであることを確認する。

（施設使用料）

第4条 指定管理者は、施設使用料として利用料金の5%を市に支払うものとする。

2 上記施設使用料について、指定管理者は金額確定後、市の請求により速やかに支払うものとする。

（疑義等の決定）

第5条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

市と指定管理者とは、この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 5年 4月 1日

市 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
南あわじ市
代表者 南あわじ市長 守本 憲弘

指定管理者 兵庫県南あわじ市阿那賀1463番地6
南あわじ漁業協同組合
代表理事組合長 小磯 富男

議案第 99 号

公の施設の指定管理者の指定について（浮体式多目的公園）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
南あわじ市浮体式多目的公園

- 2 指定管理者となる団体

所在地 南あわじ市福良丙 28 番地

名 称 福良漁業協同組合

代表理事組合長 前田 若男

- 3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

【南あわじ市浮体式多目的公園】

指定管理者候補者選定に関する資料

指定管理者指定申請書（写） ・ ・ ・ ・ P 1

団体概要書 ・ ・ ・ ・ ・ P 2

事業計画書 ・ ・ ・ ・ ・ P 3

収支計画書 ・ ・ ・ ・ ・ P 7

指定管理者基本協定書（案） ・ ・ ・ ・ P 8

指定管理者年度協定書（案） ・ ・ ・ ・ P 1 4

様式第 1 号（第 3 条関係）

指定管理者指定申請書

令和 4 年 10 月 5 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

所 在 地 南あわじ市福良丙 28 番地

名 称 福良漁業協同組合

代表理事組合長

代表者の氏名 前 田 若 男

電話番号

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定を受けようとする団体	名 称	福良漁業協同組合
	事 務 所 の 所 在 地	南あわじ市福良丙 2 8 番地
管 理 を 行 お う と す る 公 の 施 設 の 名 称		南あわじ市海釣り公園（南あわじ市立浮体式多目的公園）
添 付 書 類		☐ 事業計画 ☐ 団体の概要説明書 ☐ 団体の活動実績等 ☐ 収支計画書
(事務処理欄)		

団体概要書

フルガナ 団体名所	フクラギョギョウキョウドウクミアイ 福良漁業協同組合			
フルガナ 代表者名	マエダ ワカオ 前田 若男			
所在地	南あわじ市福良丙28番地			
電話番号		FAX番号		
設立年月日	昭和24年9月2日			
主な事業活動 (沿革等)	・漁業者の協同組織として、販売事業、購買事業等の経済事業 ・水産業の振興及び組合員の福祉向上 ・漁業権の管理を中心として資源や漁場の管理 ・福良湾に設置された浮体式多目的公園の管理運営業務			
団体の特色及び 経営方針	・稚魚放流等を行うことで「つくり育てる漁業」の推進に努力し、漁獲量の増加を図る。 ・海釣り公園の管理運営や朝市の開催を通じて、観光業の活性化及び都市と漁村の交流を図る。 ・「ふぐ」や「はも」、「サクラマス」を中心に地元で水揚げされる漁獲物のPR活動を実施する。			
免許・登録等				
構成員数 (従業員数)	正組合員 91名 (正規職員 4名)			
指定管理者 制度担当者	氏名	鷲塚	担当部署・役職	福良漁業協同組合 嘱託職員
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス		その他	

※ 団体の組織図については、別途添付すること。

◎類似施設の管理運営に関する実績（民間の類似施設を含む）

施設の名称	所在地	業務の内容	管理運営の期間
			年 月から 年 月まで

事業計画書

① 管理運営の基本方針

1) 施設の管理運営を実施するにあたっての基本的な考え方

鳴門海峡を臨む風光明媚な立地条件に恵まれており、海釣り公園としては珍しい浮体施設であることから、季節を問わず様々な魚釣りを楽しめることを念頭に置き、安全を重視した管理運営を行う。

そのために、南あわじ市海釣り公園条例及び指定管理協定書に基づき管理を行い、特に、利用許可については条例に基づき行い、利用者に利用上の注意や禁止事項を徹底させる。

2) 指定期間内における達成目標

過去 5 年間の利用客数の平均を下回らないようにし、収支決算の黒字を維持する。

3) 各施設間の連携に関する事項

市内の他の公共施設及び観光施設との情報共有等連携を密にし、市内各施設との相乗効果を期待しつつ、施設利用者がスムーズに来園し、かつ安心して利用できるような施設運営を行う。

4) 上記以外で特別に記載する事項

特になし。

② 管理運営体制として組織に関する事項

1) 組織体制、職員（会員）の配置計画

管理する上で必要な人員を適切に把握し、総員で 5 名を配置する。

なお、陸側管理棟及び釣り場管理棟に最低各 1 名を配置し、利用者の利便性の向上に努める。

2) 人材確保に関する具体策（採用計画等）

当面は、現在従事している従業者 5 名を継続して雇用する。

地元に精通した者を雇用することで、地域に貢献することを図る。

3) 人材育成方針及び職員研修に関する計画等

お客様に不快感、不便感を与えないように適宜必要な指導を徹底する。

また、必要に応じて漁協職員と同様に研修等に参加させるようにする。

4) 上記以外で特別に記載する事項

特になし。

③ 施設・設備の維持管理

1) 施設・設備の管理体制と維持管理計画の適切さ

利用者に不快感を与えないように清掃を適宜行い、清潔な状態を維持する。

目視による点検は常に行い、施設の安全性の維持を図るように努める。

また、施設整備者である南あわじ市と密接な連絡体制をとることで、施設の維持管理や利用状況を報告し、必要であれば協議を行い、施設を適切な環境で運営することに努める。

2) 効率的な維持管理を実施するための考え方（経費の節減）

適切な人員配置を心掛け、光熱水費の無駄な使用は無いように監視することで、効率的で健全な運営を図る。

3) 外部委託にかかる市内発注の考え方

福良漁業協同組合でできないもの、外部委託の方が安価にできるものがあれば、市内の業者に外部委託する。

4) 上記以外で特別に記載する事項

特になし。

④ 利用者の施設利用とサービス向上

1) サービスの向上の具体的な取り組み

施設点検を日常的に行い、貸し竿は常に使用可能な状態に整備する。

釣り餌や切れたテグス等が散乱しないように清掃を行い、快適な釣り場の提供を行う。

利用者の要望等を吟味し、平等性において適切であると認められる場合は、積極的に改善する。

2) 施設利用の平等の確保への具体的な取り組み

南あわじ市海釣り公園条例及び規則を順守し、利用客に対して公平・公正に接し、公の施設であることを相互理解した上で、利用の許可をする。

また、公の施設であることを肝に銘じ、特定の利用者等に有利になる管理運営は、一切行わない。

3) 施設利用者の増加への具体的な取り組み

地元観光協会及び各種団体とのタイアップ事業については積極的に取り組み、来園者の集客効果の改善により収入金額の増加を図る。

また、釣り大会等を定期的に行い、利用者層の拡大やファミリー層の開拓を行う。

4) 利用者の意見、要望等の把握の方法

管理棟に意見箱を設置することで、お客様のニーズを把握するように努める。

また、直接苦情等があれば内容をよく聴取し、従業員全員で共有するようにする。

5) 利用者の苦情等への対処方法

利用に係るトラブルについては、誠意をもって対応し、解決するように努める。

6) 上記以外で特別に記載する事項

特になし。

⑤ 安全管理への取り組み

1) 施設・設備に係る安全管理への取り組み

終業後には、施設の見回り及び点検を行い、居残りや施設の安全面で問題が生じていないかをよく確認する。

設備に不備や損傷箇所がないか適時点検し、安全管理に努める。

新型コロナウイルス感染拡大の予防について、施設の資材（マスク、体温計、各種消毒資材など）を確保し、また安全チェックリストにより安全対策を徹底していく。

2) 災害や事故、犯罪の防止への取り組み

釣り場の安全施設に瑕疵がないか注意を払い、定期的に見回りを実施し、事故・犯罪を未然に防ぐように努める。

また、防犯の観点から日々の施錠は必ず行う。

身障者においても健常者と同様に釣りを楽しんで頂くように工夫した運営を行う。

3) 緊急時の対応

市の防災マニュアルに基づいた緊急時マニュアルを作成し、市との連絡体制を整えた緊急時の連絡表を作成し、適切に対応する。

4) 個人情報及び情報公開に関する具体的な取り組み

個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利等を侵害する事のないよう努める。

業務上知り得た個人情報を他に漏えいするような行為は行わない。

5) 上記以外で特別に記載する事項

特になし。

⑥ その他に関する事項

1) 自主事業の実施について

釣り大会等を定期的に行うようにする。

2) 広報活動に関する具体的な取り組み

毎日の釣果をホームページで公表し、釣れる海釣り公園をアピールする。

3) リスクへの対応

常にリスクを念頭に置き、リスクの発生をできるだけ少なくなるよう現場従業員の日常業務を行うようにし、漁協全職員との連絡・対応体制をとる。

4) 地域活動への参加・貢献、自治会等各種団体との協働・連帯への具体的な取り組み

地元各種団体や観光協会とのタイアップ事業については積極的に取り組み、地元福良地区の発展・活性化につながる施設となるよう努める。

5) 上記以外で特別に記載する事項

特になし。

浮体式多目的公園(メガフロート海釣り公園)

収 支 計 画 書

		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
収入項目	入 園 料	16,000	18,600	18,600	18,600
	受 取 利 息				
	そ の 他	1,800	1,800	1,800	1,800
	収 入 合 計	17,800	20,400	20,400	20,400
支出項目 (円)	人 件 費	6,770	7,130	7,130	7,130
	消 耗 品 費 ・ 備 品	340	391	391	391
	光 熱 水 費	1,130	1,420	1,420	1,420
	修 繕 費	140	140	140	140
	浄 化 槽 清 掃 費	640	640	640	640
	通 信 費	97	97	97	97
	広 告 料	210	210	210	210
	保 険 料	4,810	4,810	4,810	4,810
	税金(消費税・所得税)	410	410	410	410
	施 設 使 用 料	1,500	1,750	1,750	1,750
	計	16,047	16,998	16,998	16,998
収 支 差		1,753	3,402	3,402	3,402
利 用 者 数 (人)		11,000	13,600	13,600	13,600
雇 用 人 数 (人)		5	5	5	5
特 記 事 項					

南あわじ市浮体式多目的公園

指定管理者基本協定書（案）

令和5年4月1日

南あわじ市

南あわじ市浮体式多目的公園指定管理者 基本協定書

南あわじ市（以下「市」という。）と福良漁業協同組合（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市浮体式多目的公園（以下「施設」という。）管理運営に関する事業（以下「事業」という。）について、以下のとおり合意したので、協定書（以下「基本協定」という。）を締結し、確認する。

（目的）

第1条 基本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 指定管理者は、南あわじ市海釣り公園条例（平成17年南あわじ市条例第152号）（以下「条例」という。）第1条の設置理念に基づき、適切な管理運営を行うことにより、利用者へ憩いの場の提供及び観光漁業の発展を図ることを目的とするものであることを十分に理解し、事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

（管理の基準）

第3条 指定管理者は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例及び施行規則並びに関係法令、指導等に従い、事業を実施しなければならない。

（指定期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第5条 市が指定管理者に管理を行わせる施設は、条例第2条に掲げる施設（以下「施設」という。）とし別表第1のとおりとする。指定管理者が行う施設の管理運営の業務は次のとおりとする。

- (1) 施設の使用許可に関する業務
- (2) 施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 施設の設備、器具等の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（施設の維持管理費等）

第6条 施設設備等の大規模改修、改造、増築、1件あたり20万円を超える修繕等に係る費用については、市と事前に協議することとします。1件あたり20万円以下の修繕等については、指定管理者の負担とし、修繕等により新たに生じた施設については、すべて市に帰属するものとする。又施設に備え付ける備品については、1件あたり5万円を超えるものについては市と事前に協議することとします。1件あたり5万円以下の備品については、指定管理者の負担とし、購入又は調達した備品については、

市に帰属するものとする。なお、前述する額には、消費税、地方消費税等を含むものとする。

- 2 施設の管理運営上、必要な日常経費、物品の更新及び船舶保険、傷害保険、その他必要と認められる任意保険に要する経費は指定管理者の負担とするものとする。

(個人情報の保護等)

第7条 指定管理者が取扱う個人情報については、南あわじ市個人情報保護条例（平成17年南あわじ市条例第17号）の規定を準用し、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又は管理業務の一部又は全部に従事する者は、当該管理業務により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 3 前2項にかかる詳細については、別記1「個人情報取扱特記事項」に規定する。

(管理業務にかかる情報の公開)

第8条 施設の管理業務において指定管理者が取扱う情報について、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）の趣旨にのっとり、情報の公開に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(会計区分)

第9条 当該管理運営事業に係る会計区分は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、南あわじ市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第10条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した規則で定める事業報告書を作成し、毎年度終了後、2ヶ月以内に市に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用状況及び利用拒否等の件数及び事由

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理に係る経費の収支状況

(5) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

- 2 指定管理者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

- 3 指定管理者は、事業の実施に当たり、事故等が生じたときは、指定管理者の責に帰すべき事由によると否とを問わず、遅滞なく市にその状況を報告しなければならない。

(施設使用料の支払い)

第11条 指定管理者は、本業務実施の対価として、市に対して施設使用料を支払う。

- 2 施設使用料は、別途「年度協定」に定めるものとする。

(利用料金収入の取り扱い)

第12条 指定管理者は、条例等に定めがある場合、本施設に係る利用料金を指定管理

者の収入として、収受することができる。

(利用料金の決定)

第 13 条 利用料金は、指定管理者が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定についてはあらかじめ市の承諾を受けるものとする。

(財産の管理)

第 14 条 指定管理者は、事業に係る財産を善良な管理者の注意を持って管理し、事業の運営に使用するものとする。

2 指定管理者は、市が支払う対価によって指定管理者が取得した備品については速やかに財産台帳に登載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

3 指定管理者は、事業に係る財産を事業運営の目的以外に使用してはならない。ただし、市の承認をうけたときは、この限りでない。

4 指定管理者は、事業に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けたときは、この限りでない。

5 指定管理者は、天災地変その他の事故により施設に係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を市に報告しなければならない。

(市の基本協定等の解除)

第 15 条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、指定管理者に対して書面により通知した上で、基本協定及び年度協定を解除することができる。

(1) 指定管理者が指定管理者の責に帰する事由により基本協定又は年度協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 指定管理者が基本協定、年度協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、市が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。

(3) 指定管理者が協定を履行する上で必要とされる資格の取消し、又は停止を受けたとき並びに事業実施能力が無いと判断されたとき。

2 市又は指定管理者は、この協定を解除しようとするときは、6ヶ月前までに相手方に申し出なければならない。

(損害賠償)

第 16 条 指定管理者又はその使用人がその責めに帰する事由により、市又は第三者に対し損害を与えたときは、指定管理者は、市との協議により損害を賠償しなければならない。

2 津波等の不可抗力により施設の流出が原因で第三者に対し損害を与えたときは、市が責任をもって損害を賠償しなければならない。

(責任分担及びリスク分担)

第 17 条 管理業務に関するリスク分担については、仕様書に規定するとおりとする。

(保険)

第 18 条 管理業務の実施に当たり、指定管理者が加入しなければならない保険又は保険料を支払わなければならない保険は仕様書に規定するとおりとする。

(原状回復義務)

第 19 条 指定管理者は、第 4 条に定める指定期間が満了したとき、又は第 15 条の規定により基本協定等が解除されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(当施設が使用不可になった場合の処置)

第 20 条 指定期間中であっても、施設が使用不可になり、長期休園及び莫大な修繕費が必要な状況になった場合、市は施設を廃止する。その時点で、基本協定の指定期間及び年度協定の協定期間は無効とする。

(禁止事項)

第 21 条 指定管理者は、基本協定を締結し生じる権利義務による、次の各号に該当する行為をしてはならない。ただし、市の許可を得たときはこの限りではない。

(1) 第三者に対し、当該施設の共用、転貸又はこの協定による権利を譲渡、継承若しくは担保に供すること。

(2) 当該施設の模様替え等、現状に変更を加える一切の行為

(信義則)

第 22 条 市及び指定管理者は、信義を重んじ、誠実に基本協定を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 23 条 基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

(当該事業年度における協定)

第 24 条 この基本協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定書を締結する。

市と指定管理者とは、この基本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名捺印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

令和 5 年 4 月 1 日

市 兵庫県南あわじ市市善光寺 2 2 番地 1
南あわじ市長 守 本 憲 弘

指定管理者 兵庫県南あわじ市福良丙 28 番地
福良漁業協同組合
代表理事組合長 前 田 若 男

別表第 1 (第 5 条関係)

名 称	位 置	面 積
浮体施設	南あわじ市阿万吹上町田尻地 先	6,944.00m ²
栈橋・連絡橋		584.81m ²
管理棟		266.29m ²
駐車場・道路		6,503.10m ²

南あわじ市浮体式多目的公園

指定管理者年度協定書（案）

令和5年4月1日

南あわじ市

南あわじ市浮体式多目的公園 指定管理者年度協定書

南あわじ市（以下「市」という。）と福良漁業協同組合（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市浮体式多目的公園（以下「施設」という。）管理運営事業（以下「事業」という。）の実施について締結した南あわじ市浮体式多目的公園指定管理者基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、当該事業年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払わなければならない施設使用料を定めることを目的とするものである。

（年度協定の期間）

第2条 この年度協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 市及び指定管理者は、令和5年度の業務内容は、基本協定第5条及び南あわじ市海釣り公園条例（平成17年南あわじ市条例第152号）第10条第2項に定めるとおりであることを確認する。

（施設使用料）

第4条 指定管理者は、施設使用料として利用料金の9.4%を市に支払うものとする。
2 上記施設使用料について、指定管理者は金額確定後、市の請求により速やかに支払うものとする。

（疑義等の決定）

第5条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

市と指定管理者とは、この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 5年 4月 1日

市 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
南あわじ市
代表者 南あわじ市長 守本 憲弘

指定管理者 兵庫県南あわじ市福良丙28番地
福良漁業協同組合
代表理事組合長 前田 若男